

## JGN-X 利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、JGN-X の利用者に対し、利用に当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 JGN-X は、新世代ネットワーク技術及びその利活用技術に関する研究開発の推進を目的として、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という。）が整備し、2015年度まで(予定)運営するテストベッドである。

### (利用者)

第3条 JGN-X利用に係る共同研究契約の別紙に記載された者及びNICTが自ら実施する研究開発でNICTによって指定された者（以下、「利用者」という。）。

### (利用申請)

第4条 利用者は、手続上の細則（「JGN-X利用の手引」）に定める方法により、JGN-Xの利用について、NICTに申請するものとする。

2 NICTは、前項の申請に基づき、必要な場合には調整を行う。

### (禁止事項)

第5条 利用者は、JGN-Xの利用に当たり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 利用規約第3条に規定した利用者が行う研究と無関係に利用する行為
- (2) 直接に営利を目的として利用する行為
- (3) 運営を妨害する行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、NICTが不相当と認める行為

### (ネットワーク・環境の提供条件)

第6条 NICTは、JGN-Xの通信品質や性能を保証しない。

2 NICTは、研究開発または運営上必要な情報を収集する場合がある。

### (運営・研究への協力)

第7条 利用者は、JGN-Xの利用に当たり、以下の協力をするものとする。

- (1) JGN-Xの運営に協力すること。
- (2) 手続上の細則（「JGN-X利用の手引」）等に定める事項を遵守すること。
- (3) 前条第1項の許容及び第2項の情報収集への協力等により、JGN-Xにおける運営・研究に協力すること。

(4) 利用者は、JGN-X を介して他のネットワークを利用する際には、当該ネットワークの利用規約についても遵守するものとする。

(5) 利用者は、JGN-X に対し、第3条に係る研究に関係のない通信を行わないように適切な措置を行うこと。

(知的財産権)

第8条 JGN-X を利用して得られた知的財産権の帰属は、第3条の JGN-X 利用に係る共同研究契約において定めるものとする。JGN-X 利用に係る共同研究契約書の内容は双方協議の上、定めるものとする。

(利用の取消)

第9条 利用者が本利用規約に違反した場合、NICT は利用者に対し、JGN-X の利用の承認を取り消すことができる。

(その他)

第10条 自然災害、テロ等の緊急・非常時、及びこれらからの復旧・復興時における JGN-X の公的な利用について、NICT が適当と認める場合は前述の規定によらずこれを可能とする。

附則

この規約は、2011年4月1日から施行する。